第五号様式（第21条、第22条関係）の別表第1中「

種別	細目
硬質プラスチック	4H2
	4N

」を

「

種別	細目
—	N：鋼又はアルミニウム以外の金属

」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、平成二十五年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

第三条　品名等の表示については、改正後の第十五条第一項の規定にかかわらず、平成二十五年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

○東北地方整備局告示第百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により、一般国道の改築工事を本局長において次のとおり開始するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第一項の規定により告示する。

平成二十四年十二月二十六日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	工事区間	工事の種類	工事開始の期日
百六号	宮古市藤原三丁目から同市松山第七地割まで	改築	平成二十四年十二月二十六日
〃	宮古市蟇目第二地割から同市腹帯第三地割まで	〃	〃
〃	宮古市古田第一地割から同市川井第四地割まで	〃	〃
〃	宮古市川井第三地割から同市箱石第五地割まで	〃	〃

○東北地方整備局告示第百九十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十六日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	大館市長走字下内沢国有林一四九林班は2小班から同市長走外二字下内沢外三国有林まで	東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十二月二十六日

○東北地方整備局告示第百九十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十六日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
八戸市大字十日市字下谷地二六番三から同市大字十日市字姥岩四一番一まで	前	四〇・〇〇～八一・五〇メートル
	後	四〇・〇〇～一四〇・〇〇メートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百九十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十六日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	八戸市大字十日市字下谷地六番一から同市大字十日市字弥次郎窪三番六まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十二月二十六日

○中部地方整備局告示第二百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年十二月二十六日　中部地方整備局長　梅山　和成

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十七年建設省告示第千九百五十五号東三河都市計画下水道事業豊川流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十七年十一月二十一日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○北海道開発局告示第百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月二十六日から一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十六日　北海道開発局長　関　博之

一　道路の種類及び路線名

道路の位置	縦覧場所
一般国道　五号	
北海道虻田郡倶知安町北四条東一丁目から同町北七条東一丁目四番九号まで	北海道開発局及び同局小樽開発建設部
北海道虻田郡倶知安町北七条東一丁目四番九号から同町字峠下まで	〃
北海道虻田郡倶知安町字峠下から同道岩内郡共和町ワイスまで	〃
北海道岩内郡共和町ワイスから同町国富まで	〃
砂川市豊沼町から同市東一条北九丁目まで	北海道開発局及び同局札幌開発建設部
苫小牧市字樽前から北海道白老郡白老町字社台まで	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部
北海道白老郡白老町字社台から同町字石山まで	〃
北海道白老郡白老町字石山から同町字北吉原まで	〃